

## ★パブリックコメントでの意見および回答

パブリックコメントで寄せられた意見および回答を以下にまとめた。寄せられた意見を汚水処理ビジョン、下水道事業経営戦略に反映した場合は、対象掲載ページを「反映箇所」に記載している。※頂いた意見は、原文のまま掲載しています。

### 1. 汚水処理ビジョン

番号	意見および回答		反映箇所
1	意見	<p>(2) I 吉田町汚水処理の概要について            問1 P2 の汚水処理の整備手法の選定では、経済比較は集合処理（下水道）及び個別処理（浄化槽）の総費用で比較をされている。            P3 の経済比較は1年あたりに必要となる費用を比較をされている。            P3での経済比較においては、下水道事業の事業が終了していることが前提であり、整備が完了していると解釈する。            P2の集合処理及び個別処理の総費用（合併浄化槽の設置費用は837万円/基、（環境省）。令和2年度の川尻南部汚水幹線工事、限度額1億3,300万円（管渠）で19戸利用。700万円/1戸）である。            比較対象には無理があると思うが、P2、P3の内容の詳細をお聞きしたい。</p>	
	回答	<p>汚水処理ビジョン（案）P12に記載しているとおり、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル平成26年1月 国土交通省、農林水産省、環境省」に基づく経済比較手法で、集合処理（下水道）と個別処理（合併浄化槽）の費用比較（建設費+維持管理費）を行っています。</p>	
2	意見	<p>問2 P4～5 汚水処理について、町は個別処理について、なぜ個人設置型浄化槽事業のみを対象としているのか。環境省は浄化槽整備推進事業で国庫補助対象額10割の市町村設置型浄化槽を推奨している。なぜ市町村設置型を対象としないのか、特別な理由があるのかをお聞きしたい。</p>	
	回答	<p>汚水処理ビジョンは、汚水処理について下水道整備区域と浄化槽整備区域に最適に分けることを目的としており、整備手法までは検討していません。また、市町村設置型を対象としないのは、行政財産となる浄化槽が個人の敷地内に点在し、設置後の維持管理（清掃・法廷検査）を町で実施するため、事務量の大幅な増加が見込まれるためです。</p>	

番号	意見および回答		反映箇所
3	意見	問3 P6 公共下水道全体計画区域面積920ha、計画区域外での水洗化計画の作成と実施計画は行われているのか、内容を知りたい。	
	回答	計画区域外における合併浄化槽の整備計画については、5年間の地域計画を作成して、国および県からの補助金を受けて事業を進めています。	
4	意見	問4 P8(2)、環境省の浄化槽市町村整備推進事業を市町村設置型浄化槽による水洗かを図るべきである。同時に、下水道計画区域外もこの浄化槽市町村整備推進事業の展開を図るべきであると思うが、水洗化率の向上は期待できるのか、見解をお聞きたい。	P16
	回答	汚水処理ビジョンの検討結果に基づく下水道区域の縮小・個人設置型浄化槽区域の増加に伴い、合併浄化槽への転換に対する助成制度の強化を図り、汲み取りおよび単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進します。	
5	意見	問5 P9 下水道事業に対して、問1の例のように、設置コストは下水道の1/10以下ででき、合併浄化槽設置には複数基が同時施工できるので計画が確定しやすい。水洗化率の向上には非常に有利であると思う。 単独浄化槽から合併浄化槽への転換計画促進への事業転換は行わないのか。行わない理由があれば知りたいと思う、なぜなのか。	P16
	回答	汚水処理ビジョン(案)P12に記載しているとおり、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル 平成26年1月 国土交通省、農林水産省、環境省」に基づく経済比較手法で、集合処理(下水道)と個別処理(合併浄化槽)の費用比較(建設費+維持管理費)を行っています。また、単独浄化槽設置者からの転換事業に対して適用できる国庫助成制度の活用を検討します。	
6	意見	3 吉田町汚水処理事業の課題について 問6 P10 外部環境；浄化槽事業展開は、下水道事業に比べ、施設計画の縮小や事業期間の短縮が可能である。財政負担や住民負担のバランスも適切にとれると、客観的に見ても有利である。 内部環境；浄化槽事業展開は、下水道事業に比べ、浄化槽の管理は各戸と民間が、行え、官民の連携が行えて体制は縮小でき、独立採算制も水道料金でカバーできる。下水道事業は膨大な設置コストが必要であり、世代を超えてつけを払わなければならない。誰のため、何のための政策かの考えをお聞きたい。	
	回答	汚水処理ビジョン(案)P12に記載しているとおり、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル 平成26年1月 国土交通省、農林水産省、環境省」に基づく経済比較手法で、集合処理(下水道)と個別処理(合併浄化槽)の費用比較(建設費+維持管理費)を行っていますので、耐用年数を考慮した総コスト(建設費+維持管理費)で優位となる整備手法で、最適な下水道整備区域と浄化槽整備区域に分けています。	

番号	意見および回答		反映箇所
7	意見	<p>(2) II 汚水処理ビジョン策定            問7 P11・12 町民視点について、町民から見た町民視点は、下水道事業においては、特定の下水道利用者に、基準外繰入金、税金を投入させられていることは、問題であり、不公平感を持っていることである。            当局から見た町民視点とは何か。</p>	
	回答	<p>ここで記載している町民視点とは、下水道整備区域の合併浄化槽設置状況を考慮して、整備優先度を設定することを意味しています。なお、ご質問の不公平感についてですが、下水道使用料を段階的に引き上げるとともに維持管理費用の低減施策などを実施し、基準外繰入を解消する下水道事業経営を進めて参ります。</p>	
8	意見	<p>ざっくり読みましたが、町当局側の説明資料ですから、正直な話、嘘でも本当でもない内容につきると言うのが、率直な感想です。P2. 経済比較についてです。            気になることは、北区や川尻区の処理対象区域以外の住民負担はダブル計上である。単独にせよ、合併処理槽にせよ、それぞれの投資は住民負担(50年間で想定しても入替経費は、補助金無し)をしつつ、公共下水道事業に関しても住民負担を強いられるという現実があります。            対象区域にはまっている人とそうでない人との間には、当該下水道事業に税金を投入されても不公平感が残ります。            環境という観点でのみ、そこに税を投入しても致し方ない理由があるのではないかと思います。            浄化槽の設置、維持管理経費の個別負担、更新のための経費負担については、資料の中から削除してあり、個別と集中での比較検討では、結論づける資料として無理があると思います。</p>	
	回答	<p>基準外繰入金の投入に関わる不公平感解消のため、下水道使用料を段階的に引き上げるとともに維持管理費用の低減施策などを実施し、基準外繰入を解消する下水道事業経営を進めます。            また、汚水処理ビジョン(案)P12に記載しているとおり、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル 平成26年1月 国土交通省、農林水産省、環境省」に基づく経済比較手法で、集合処理(下水道)と個別処理(合併浄化槽)の費用比較(建設費+維持管理費)を行っていますので、耐用年数を考慮した総コスト(建設費+維持管理費)で優位となる整備手法で、最適な下水道整備区域と浄化槽整備区域に分けています。</p>	

番号	意見および回答		反映箇所
9	意見	P3 汚水処理事業と事業実施主体…今回下水道事業を見直すに当たり、町が事業当初に集合処理としてコミュニティープラント方式でなく公共下水道事業を選択した理由と、個別処理としては浄化槽市町村整備推進事業でなく、個人設置型浄化槽方式だけを行っている理由を明記すべきである。(変更するに当たり事業見通しや判断理由の説明責任)	P1
回答	昭和 60 年度に町が実施した「まちづくりに関する住民意識調査」により、町民の公共下水道に対する要望が非常に高く、これに應えるため下水道整備を実施しました。また、市町村設置型を対象としないのは、行政財産となる浄化槽が個人の敷地内に点在し、設置後の維持管理（清掃・法廷検査）を町で実施するため、事務量とコストの大幅な増加が見込まれるためです。		
10	意見	P5(1)事業の概要…供用区域が限定的であるため、その効果発現もまだ町内全域に及んでいるとは言い難い状況の理由と。現行の汚水処理施設整備構想では、令和 8 年度末の公共下水道全体計画区域の整備率は 37.3%であり、整備概成の目途が立っていない状況である理由は。	
回答	現行の汚水処理施設整備構想では、下水道整備区域が広く現状未整備区域が多くなっており、過年度の整備実績に基づき残りの整備期間を見込むと概ね 50 年以上かかるためです。今回見直しを行った汚水処理ビジョンでは、下水道整備区域を縮小することで、公共下水道整備が令和 8 年度で完了すると考えています。		
11	意見	P5(2)下水道使用料…供用開始して30年経過するのに、なぜ下水道の料金見直しを行って来なかった理由を明記すべきである。(今回の経営戦略を考慮すると当然では)	
回答	これまで、一般会計からの繰入が可能であったこともあり、見直しを行っていませんが、今年度から企業会計方式の適用を開始し、独立採算性の観点から見直しの検討に着手しました。なお、汚水処理ビジョンは、汚水処理について下水道整備区域と浄化槽整備区域に最適に分け、その整備方針を明示することを目的としています。		
12	意見	P11【効率的整備を図るための視点】…町民視点か有ら考えると。合併浄化槽設置状況を考慮した経済比較において、未整備区域の接続期待を考慮するとともに、現在管きよ未設置地域においては、下水道事業から合併浄化槽設置の個別処理に切り替え検の検討あるのでは。	
回答	今回検討した汚水処理ビジョンでは、下水道整備区域を920haから379haに縮小し、541haを下水道整備区域から浄化槽整備区域に変更することとしています。		

番号	意見および回答		反映箇所
13	意見	<p>P12 2.2 検討手順…接続検討条件内に合併浄化槽費用を見込めないものとし、(補助金を出している以上一部税が投入されておりまったく費用なしで良い理由は)</p> <p>⇒経済比較を行う条件設定であるなら、下水道事業から、浄化槽市町村整備推進事業に切り替えの検討もあるのでは。(吉田町汚水処理ビジョン策定なら、検討事項に入れて、検討結果を明記し実施しない理由も必要では)。</p> <p>⇒検討項目の1次判定及び2次判定結果の詳細(裏付けデータ・下水道接続想定人口など)が無いために、P13 2.3 汚水処理ビジョンの検討結果が出た理由が不明である。</p> <p>1. 管きょ整備を行う費用対効果の判定理由</p> <p>2. 将来行政人口減の中において、短期的に管きょ整備を行い、整備概成後に処理場施設、改築更新事業への投資を重点化する「投資の選択と集中」が本当に可能なのか不明である。一次的に計画を止める選択もあるのでは。</p>	
	回答	<p>汚水処理ビジョンは、汚水処理について下水道整備区域と浄化槽整備区域に最適に分けることを目的としており、整備手法までは検討していません。また、市町村設置型を対象としないのは、行政財産となる浄化槽が個人の敷地内に点在し、設置後の維持管理(清掃・法廷検査)を町で実施するため、事務量とコストの大幅な増加が見込まれるためです。また、経済比較の詳細結果については、本町上下水道課で縦覧して頂けます。</p>	
14	意見	<p>1 汚水処理ビジョンを作成する必要性について(9ページ)</p> <p>「今後の経営方針・投資財源計画をまとめた『経営戦略』の策定には、現在の汚水整備処理構想を見直し、短期的(令和8年度まで)な実効性の高い未普及解消のための整備計画=汚水処理ビジョンを策定する必要がある。」と記載しています。</p> <p>(1) 実効性の高いとは具体的には何を意味しているのでしょうか。</p> <p>(2) 今回見直す汚水整備処理構想とは、平成27年度に策定した「吉田町汚水処理施設整備構想(アクションプラン)」のことでしょうか。</p> <p>(3) 吉田町汚水処理施設整備構想の目標年次は平成38年度(令和8年)です。「短期的な(令和8年度まで)な」としながら、汚水処理ビジョンの目標年次を令和17年度にしたのは何故でしょうか。</p>	P15
	回答	<p>(1)について・・・現状の整備構想では、下水道の整備概成に50年以上要するとともに、合併浄化槽の設置状況を考慮していない費用比較・整備計画となっていました。整備概成の目的を示すとともに整備後の接続を期待できる地区を選定するなど、実効性が高くなるように計画見直しを行いました。</p> <p>(2)について・・・その通りです。</p> <p>(3)について・・・ここでいう目標年次とは、整備完了の目標年次ではなく、将来の人口・水需要など諸数値決定するために設定される年次のことです。そこで、現行全体計画と整合させるため、令和17年度で設定しています。</p>	



## 2. 公共下水道事業経営戦略

番号	意見および回答		反映箇所
1	意見	<p>2.1.3 汚水処理事業と事業実施主体</p> <p>P4 吉田町で採用している汚水処理事業と事業実施主体について町では、公共下水道事業には、他会計基準内・外繰入金（町民税）が投入されている。浄化槽事業では個人設置型浄化槽のみが補助金対象であり、維持管理費個人設置型浄化槽の建設・維持管理費に係る費用は浄化槽汚泥処理費を除きすべて個人負担である。下水道計画区域外の町民は水洗化事業の基、下水道事業への税負担と個別住宅用浄化槽設置費用を二重に払うこととなっている。市町村設置型浄化槽での不平等の解消を図るべきである、見解をお願いしたい。</p>	
	回答	<p>今回策定する経営戦略は、公共下水道事業のものであり、浄化槽事業は対象としていません。なお、市町村設置型を採用しないのは、行政財産となる浄化槽が個人の敷地内に点在し、設置後の維持管理（清掃・法廷検査）を町で実施するため、事務量とコストの大幅な増加が見込まれるためです。</p>	
2	意見	<p>P5 汚水処理構想図に関し、吉田町の下水道計画を確定し発表してほしい。</p>	P24
	回答	<p>来年度より、汚水処理ビジョンを反映した下水道全体計画の見直しを実行します。来年度以降の予定はロードマップで確認できます。</p>	
3	意見	<p>P6 下水道使用料について</p> <p>下水道施設の維持管理費などの費用は利用者が賄うべきである。吉田町での下水使用料や水道料金の設定の中で示す必要がある、必要料金はシミュレーション示していただいた。</p> <p>P12にも、自主財源の観点から使用料改定を実施し、経費回収率の上昇を図る必要があるとされているが、金額の境界点はいくらなのか、具体的な金額をいただきたい。維持管理の判断材料としたい。</p>	
	回答	<p>今回の経営戦略で示した改定時の使用料単価は、経費回収率80%、100%とした場合の現状のデータによる試算に基づくものです。ご指摘のとおり、詳細な使用料体系、料金設定については、来年度以降に実施する使用料改定詳細検討結果を示したうえで、使用料改定根拠をお示しさせていただきます。</p>	

番号	意見および回答		反映箇所
4	意見	<p>第2回吉田町公共下水道事業経営戦略審議会での、第1回審議会の補足説明について</p> <p>P8(2)Ⅱ 公共下水道事業の経営状況</p> <p>(1) 令和元年度の下水道事業の決算状況</p> <p>総収入12億54百万円のうち、受益者負担金と下水道使用料の計が7.6%、9,530万円。他会計繰入金(基準外)7.8%、9,781万円。合計で1億9,311万円。この金額は利用者の水道料金や下水道使用料で賄うためには料金設定は具体的にはいくらか。また、他会計(基準内)繰入金は、44.3%、5億5,555万円、基準内繰入金は、操出基準に基づく他会計繰入金のこと、と解説にあるが、上水道企業のように町民全体が受益を受けるような事業では町民税から補助すべきであることは理解するが、下水道事業のように、特定の一部の町民だけに補助すること、特に水道料金や下水道使用料に対し補助することは理解しがたい。見解をお聞きしたい。</p>	
	回答	<p>受益者負担金は建設改良費の財源、下水道使用料は維持管理費および元利償還金の財源(官公庁会計の場合)であり、費目の経費・財源が異なりますので、ご質問には正確にお答えいたしかねます。なお、総務省が毎年度通知している一般会計からの繰出基準では、「当該公営企業の性質上能率的な経営を行なってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費については、一般会計等で負担することができる。」とされており、その繰出基準に基づく経費の所要財源は、地方財政計画に計上され、地方交付税により財源措置がされています。そのため、基準外で町が任意に繰り出しているものは、財源措置は行われないことから、まずは町の一般会計が負担している基準外繰入の解消を目指すこととしました。</p>	
5	意見	<p>P10(5) 事業収益対企業債残高比率に関して、下水施設整備サービス受益と整備費の負担の世帯間の公平性を確保する観点、とあるが、我々の時代のつけは、「世帯間の公平性」ではない、次世代につけをいかに残さないようにするのが使命であると思う。そのための努力をすること、決断をすることが必要と思う、下水道事業から浄化槽事業への転換を早い時期におこなうことが必要と思う。見解をお聞きしたい。</p>	
	回答	<p>「次世代につけをいかに残さないようにするのが使命である」とのことですが、公共サービスである下水道では当てはまらないと考えております。次世代の方に負担を残さないように現在の現役世代が全て負担できれば良いとは思いますが過大な負担を強いることとなります。また、現在の現役世代が下水道事業費を全て賄い、次世代が現在の現役世代が全額負担した下水道施設・設備を無償で使用できることは、現役世代側からは、不公平と考えられます。</p>	

番号	意見および回答		反映箇所
6	意見	<p>P16 経営基盤の強化の観点から、料金改定の最終目標として、経費回収率 100%となる料金設定を目指す。急激な使用料増額に伴う住民負担増にならないように、段階的な料金改定を行う。</p> <p>第1段階:経費回収率 80%を目指して改定率を設定 ⇒約 129 円/m<sup>2</sup>(税抜き) ※改定率 33.0%</p> <p>第2段階:経費回収率 100%を目指して改定率を設定 ⇒約 160 円/m<sup>2</sup>(税抜き) ※改定率 24.0%</p> <p>第1段階:令和6年度より新料金体系を実施 料金改定時期</p> <p>●第2段階:令和11年度より新料金体系を実施</p> <p>※改定時の使用料単価は、経費回収率 80%、100%とした場合の現状の試算に基づくものであり、詳細な使用料体系、料金設定については、今後実施する使用料改定詳細検討結果に基づき算定される。およびP12</p> <p>② 財政基盤を強化するため、自主財源の確保の観点から使用料改定を実施し、経費回収率の上昇を図る必要がある。について</p> <p>【意見】</p> <p>自主財源の確保の観点から使用料改定とあるが、現状で下水道に接続可能な住宅をすべて接続することが優先ではないのか。今の施策で未接続な住宅に新たな施策を示す必要がある。使用料改定はそれからだと考える。また、下水道計画内と計画外は都市計画税の受益者負担の公平性を欠く。合併浄化槽の点検や維持管理などの個人費用負担を補助して利用促進をしてはどうか。</p>	
	回答	<p>水洗化率向上による下水道使用料の増収も重要な取組として、使用料改定の取組と並行して実施いたします。水洗化率向上に関しては、未接続者への粘り強い接続依頼を行って参ります。</p> <p>なお、今回策定する経営戦略は、公共下水道事業のものであり、浄化槽事業は対象としていませんが、合併浄化槽の維持管理面については、一部助成の検討や、浄化槽汚泥およびし尿の処理を行っている吉田町牧之原市広域施設組合並びに関係市町と、吉田浄化センターへのし尿・浄化槽汚泥投入について、可能性検討を今後実施いたします。</p>	
7	意見	<p>P3. 2.1 令和元年度の下水道事業の決算状況の中の、「基準外繰入依存の解消が今後重要となる」他会計繰入金とはと説明があり、基準内繰入は理解できますが、基準外繰入をする根拠が不明確であり、詳しい説明が必要と考えます。</p>	
	回答	<p>基準外繰入を行っているのは、下水道使用料の収入不足によるため、今回策定する経営戦略では基準外繰入の解消のための具体的取組を盛り込みました。</p>	



番号	意見および回答		反映箇所
8	意見	P6 (4) 収益的収支比率において、H29 に比べ H30 及び R1 で 10 ポイント改善している理由をコメント欄に記載したほうが評価「良い」理由がわかりやすいと考える。	P4 P6
	回答	収益的収支比率の改善については、使用料収入の増加に加え、当年度の元利償還金の減少が挙げられます。コメントを追加するとともに、P4 の表 2-1 下部欄外に、評価の「良い」「悪い」の見方を追加いたしました。	
9	意見	P11 (3) 組織の効率性の視点…「今後の事業の重点が建設から維持管理に移行することを考慮すると、現状(5名)から人員削減は現実的ではないとありますが、逆では処理センタ運営は民間委託であり、維持管理も専門知識ある民間事業者へ委託し、現実的には工事が減る中では、人員削減がマストである。	
	回答	工事に関しては、面整備は令和 8 年度までで完了する見込みですが、令和 9 年度以降はストックマネジメント計画に基づく点検・調査および改築・修繕工事に移行します。さらに、これまでと同様に排水設備・料金徴収事務などの業務もあり、多種多様な業務に対応するため、現行の職員数は必要だと考えています。	
10	意見	P13 3.1 汚水処理事業における投資の合理化・効率化の前に、当初計画の概要と現実との差などこれまでの下水道事業の変遷を明記し、その改善と国基準(P15 国土交通省の事務連絡が後述)を克服するために今回の合理化効率化を行う云々まで説明が欲しいと考えます。	P1 (ビジョン)
	回答	今回策定する経営戦略は、将来において安定した公共下水道事業を継続するため、中長期的な視野に立った経営計画を策定することを主旨としています。これまでの下水道事業の変遷に関しては、汚水処理ビジョン P1 に追記しました。なお、平成 2 年 1 月に下水道認可計画を策定して以降、5~7 年のペースで下水道事業(認可)計画の見直しを随時実施しています。	
11	意見	P13 町民視点の汚水処理整備計画⇒早期に整備を実現する視点は方法であり、目的は早期に汚水処理を行うことで、下水道事業だけでなく合併浄化槽も併用も明記する必要がある。	P16 P17 (ビジョン)
	回答	今回策定する経営戦略は、公共下水道事業のものであり、浄化槽事業は対象としていませんが、個人設置型浄化槽に関する今後の実施方針、ロードマップは、汚水処理ビジョン P16、P17 に追記しました。	
12	意見	P13 管きよ整備事業費で令 8 年度末の整備完了を目指して、良い理由がはっきりと理解できません。同額の投資金額であるだけが理由と思われる。	
	回答	汚水処理ビジョン P12 に記載している「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル 平成 26 年 1 月 国土交通省、農林水産省、環境省」に基づく経済比較手法により、集合処理(下水道)と個別処理(合併浄化槽)の費用比較(建設費+維持管理費)を行った結果を基に、下水道整備を令和 8 年度末までに整備した場合の事業費になります。	

番号	意見および回答		反映箇所
13	意見	P13 3.1.2 スtockマネジメント計画に基づく点検調査・改築更新事業の実施について、これまでも長寿命化等々で維持管理に投資してきた結果が有り、現状運営出来てきた経過がある。これまで改修費などの実施履歴も参考に添付して町民に説明すべきでは。	
	回答	公共下水道事業経営戦略P5に記載している経営指標(2) 汚水処理原価は、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標になります。本指標をもとに、過年度の投資状況の把握を行っています。	
14	意見	P14 3.1.3 下水処理場の有効活用は、浄化センターの維持管理費を無くし効率的な行政運営と考えます。牧之原市に理解して頂き実施出来ることを望みます。	
	回答	来年度より、詳細検討を実施して参ります。	
15	意見	P16 (2) {使用料改定率、実施時期の設定における、R6とR11の各段階までのロードマップと、時期の理由が必要である。(町民生活に直結する値上げ案件であり詳細説明がないと、時期だけが独り歩きする可能性がある)}	P24
	回答	公共下水道事業経営戦略P24にロードマップを追加しました。	
16	意見	P17 3.3 組織の効率化…積極的な民間委託や民間を活用した手法が求められスリム化が必要である。	
	回答	工事に関しては、面整備管きょ整備工事は令和8年度までで完了する見込みですが、令和9年度以降はストックマネジメント計画に基づく点検・調査および改築・修繕工事に移行します。さらに、これまでと同様に排水設備・料金徴収事務などの業務もあり、多種多様な業務に対応するため、現行の職員数は必要と考えています。	
17	意見	<p>●以下2点の考察の根拠とシミュレーション内容の記載がないと、説明不足と思われるので説明が欲しい。(一番大切な事項と思われるので)</p> <p>P20 考察：計画期間中に実施する使用料改定に伴い、他会計繰入金(基準外)が解消され、使用料収入のみで「維持管理費+職員給与費」を賄うことが可能となり、独立採算制の観点からも望ましい方向となる。</p> <p>P22 考察：汚水処理ビジョン(案)に基づく整備事業、ストックマネジメント計画に基づく点検調査・改築更新事業での事業実施により、建設改良費が低減され、起債額の抑制が図られたことから、計画期間内においては順調に企業債残高が削減され、さらに使用料改定に伴い、事業収益対企業債残高比率は減少の一途を辿り、計画1期間最終年(令2年度)までに類似団体・静岡県内平均を下回り、企業債残高は平均的な規模まで減少する試算結果となった。</p>	
	回答	投資試算(建設改良費(設計・工事)、維持管理費、職員給与費、企業債償還など)及び財源試算(使用料収入、他会計繰入金など)に基づく令和3年度~令和12年度における投資・財源試算については、公共下水道事業経営戦略に付属する表を本町HPに公開いたします。	

番号	意見および回答		反映箇所																																
18	意見	<p>1 使用料改定率、実施時期の設定について（16ページ）</p> <p>(1) 表 3-1 に記載の約 129 円/m<sup>3</sup>、約 160 円/m<sup>3</sup>は「使用料単価※税抜き」であり、ユーザーが支払う使用料とは別物です。誤解を招く表現はやめた方が良くと思います。</p> <p>加えて、令和6年後より実施予定の約 129 円/m<sup>3</sup> は改定率 33.0%から類推しますと現在の使用料単価約 97 円/m<sup>3</sup> に単純に改定率 33.0%を乗じた値です。つまり、町は令和6年度まで使用料単価の増額に何の施策も行わないこととなります。</p> <p>経費回収率(%) = 使用料収入 / 汚水処理費の関係から、経費回収率向上には、使用料収入の増額、汚水処理費の減額が必要です。</p> <p>使用料単価(円/m<sup>3</sup>) = 使用料収入 / 年間有収水量の関係から使用料単価を上げるには、主に水洗化率の向上や使用料の収納率向上などが考えられます。</p> <p>ユーザーに使用料の値上げを強いる時には、町の努力目標を示すべきであると考えます。例えば、次頁の表のような表現で町の運営努力を示すべきではないでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">表 使用料改定の実施時期および改定使用料案</p> <table border="1" data-bbox="416 920 1165 1099"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>水洗化率</th> <th>使用料収納率</th> <th>使用料単価</th> <th>施設利用率</th> <th>汚水処理原価</th> <th>経費回収率</th> <th>一般家庭用使用料(1か月20㎡あたり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>70.3%</td> <td>95.8%</td> <td>105.6円</td> <td>71.2%</td> <td>160.8円</td> <td>65.7%</td> <td>1,965円</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>80%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和11年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>100%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記表の網掛け部分を埋める。</p> <p>※令和元年度データが記入可能なら、平成30年度を令和元年度に変えて記載。</p> <p>(2) 上記が記載できないのであれば、誤解を招く具体的金額は表記せず「経費回収率を 80%、100%に向上させるために令和6年度及び令和11年度に使用料金の改定を実施予定である。尚、詳細な使用料体系、料金設定については、今後実施する使用料詳細検討結果に基づき算定される。」のみで良いのではないのでしょうか。</p>	区分	水洗化率	使用料収納率	使用料単価	施設利用率	汚水処理原価	経費回収率	一般家庭用使用料(1か月20㎡あたり)	平成30年度	70.3%	95.8%	105.6円	71.2%	160.8円	65.7%	1,965円	令和6年度						80%		令和11年度						100%		
区分	水洗化率	使用料収納率	使用料単価	施設利用率	汚水処理原価	経費回収率	一般家庭用使用料(1か月20㎡あたり)																												
平成30年度	70.3%	95.8%	105.6円	71.2%	160.8円	65.7%	1,965円																												
令和6年度						80%																													
令和11年度						100%																													
	回答	<p>(1) 使用料収入を含む収益的収支は、税抜き額で試算しています。これは、今年度より本町下水道事業が適用した企業会計方式において、収益的収支は、税込み・税抜きの項目が混在しており、収支を統一するため税抜き額で示されています。次に、汚水処理ビジョン、下水道事業経営戦略の内容に基づき試算した結果(金額は税込額：税率10%とした)は以下のとおりです。一部試算できないものがあります。なお、詳細な使用料体系、料金設定は、今後実施する使用料詳細検討結果(検討期間中の整備進捗状況も反映します)に基づき算定しますので、本表の掲載はいたしません。</p> <table border="1" data-bbox="389 1783 1259 1991"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>水洗化率</th> <th>使用料収納率</th> <th>使用料単価</th> <th>施設利用率</th> <th>汚水処理原価</th> <th>経費回収率</th> <th>一般家庭用使用料(1か月20㎡あたり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>70.3%</td> <td>95.8%</td> <td>105.6円</td> <td>71.2%</td> <td>160.8円</td> <td>65.7%</td> <td>1,965円</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>75.5%</td> <td></td> <td>141.9円</td> <td>79.8%</td> <td>177.3円</td> <td>80.0%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和11年度</td> <td>79.8%</td> <td></td> <td>176.0円</td> <td>83.2%</td> <td>176.0円</td> <td>100.0%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	水洗化率	使用料収納率	使用料単価	施設利用率	汚水処理原価	経費回収率	一般家庭用使用料(1か月20㎡あたり)	平成30年度	70.3%	95.8%	105.6円	71.2%	160.8円	65.7%	1,965円	令和6年度	75.5%		141.9円	79.8%	177.3円	80.0%		令和11年度	79.8%		176.0円	83.2%	176.0円	100.0%		
区分	水洗化率	使用料収納率	使用料単価	施設利用率	汚水処理原価	経費回収率	一般家庭用使用料(1か月20㎡あたり)																												
平成30年度	70.3%	95.8%	105.6円	71.2%	160.8円	65.7%	1,965円																												
令和6年度	75.5%		141.9円	79.8%	177.3円	80.0%																													
令和11年度	79.8%		176.0円	83.2%	176.0円	100.0%																													

番号	意見および回答		反映箇所
19	意見	<p>2 経営の効率化・健全化のための施策・具体的取組について（13ページ）</p> <p>3章に挙げられている施策や具体的取組のタイムスケジュール表を明記しておけば、5章に記載されている進捗管理実施状況の公表の際に下水道事業の進捗状況の把握・理解に役立つと思います。如何でしょうか。</p>	P24
	回答	<p>公共下水道事業経営戦略 P24 にロードマップを追加しました。</p>	